

au レピータ利用規約

申込者（以下「甲」という）とKDDI株式会社（以下「乙」という）とは、表面「auレピータ利用契約申込書」（以下「申込書」という）に記載の「レピータ設置住所」（以下「本物件」という）に申込書記載の「本設備」を乙が設置することに、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

【第1条】 目的

甲及び乙は、本物件内におけるau携帯電話サービスの利用を可能とすることを目的として、本契約を締結する。

【第2条】 契約の成立

本契約は、甲が乙に申込書を提出し、乙がこれを承諾した時成立する。

【第3条】 設置期間

本設備の設置期間（以下「設置期間」という）は、申込書記載の「本設備の設置日」から1年間とする。但し、期間満了の1カ月前迄に甲又は乙のいずれからも書面による何らの意思表示がないときは、設置期間は更に1年間自動更新されるものとし、以降も同様とする。

【第4条】 費用負担

1. 本物件への本設備の設置にかかる賃料は、発生しないものとする。
2. 本設備の設置及び稼働にかかる電気料は、甲がその全額を負担するものとする。

【第5条】 本設備の設置及び保守

1. 乙は、本設備の設置工事及び保守を行うものとし、これを乙が指定する第三者（以下「再委託先」という）に再委託することができる。
2. 乙は、本設備の緊急保守を行う必要が生じた場合、本設備の状況等の確認を甲に依頼することができるものとし、甲は、これに応じるものとする。
3. 甲は、乙又は再委託先が本設備の設置工事又は保守等を実施するに際して、これに協力する。

【第6条】 所有権及び移設

1. 本設備の所有権は、乙又は乙が指定する第三者に帰属する。
2. 甲は、甲の事由により本設備の移設（同一フロア内での本設備の移設を含む）を希望する場合には、移設希望日の1カ月前迄に、その旨を乙に通知するものとする。
3. 乙は、甲から前項の通知を受けたときは、当該移設に必要な調査を行うものとする。乙は、当該調査の結果、当該移設が困難と判断した場合にはその旨を甲に通知するものとし、また、当該移設が可能と判断した場合には当該移設にかかる工事日程を甲に通知するものとする。

【第7条】 本物件の所有者等からの承諾取得

甲は、本物件への本設備の設置、乙又は再委託先による本設備の設置工事、保守等について、本物件の所有者又は管理会社等（以下あわせて「所有者等」という）からの必要な承諾を、本契約の申込み時において得ていることを保証し、又、本契約の終了時までの間、当該承諾を維持するものとする。

【第8条】 設置場所への立ち入り

乙又は再委託先が本設備の設置工事、保守等を目的として、本設備の設置場所に立ち入る場合、甲は、乙又は再委託先が当該設置工事、保守等を円滑に行えるよう協力するものとする。

【第9条】 本設備の管理

1. 甲は、本設備に必要な電力を供給する。
2. 甲は、善良なる管理者の注意をもって本設備を管理するものとする。

【第10条】 停電時の不通

本設備への電力供給が途切れた場合、本物件内におけるau携帯電話サービスが不通となることを甲は予め了承する。

【第11条】 禁止事項

1. 甲は、乙の事前の書面による承諾なく、以下の各号の行為を行わないものとする。
 - ① 本設備の分解・改造、その他、現状の変更。
 - ② 本設備の移設又は廃棄。
 - ③ 第1条に定める目的以外の目的での本設備の使用。
 - ④ 本設備の第三者への譲渡、転貸、又は本設備への担保権の設定。
 - ⑤ 本設備に貼付された、所有権等を明示する標識等の除去、汚損。
 - ⑥ 本契約に基づく権利・義務の第三者への譲渡。
2. 甲が、乙の事前の書面による承諾なく前項各号のいずれかの行為を行った場合、乙は、本設備を原状に復するのに必要な費用その他乙が被った損害を甲に請求することができるものとする。

【第12条】 通知義務

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を乙に通知するものとする。

- ① 申込書の記載事項の変更（転居による住所の変更を含む。）又は本物件の所有者等の変更があったとき。
- ② 本設備が故障、毀損若しくは紛失（盗難された場合を含む。）したとき又は本設備が故障若しくは毀損したと疑われるとき。

【第13条】 建物補修工事

甲は、自己又は所有者等が本物件の保守点検又は補修工事等を実施しようとするときは、本設備及び乙の通信サービスに影響を及ぼさないよう十分配慮をするものとする。

【第14条】 秘密保持

甲及び乙は、本契約に関し相手方から開示された技術上及び業務上の情報を秘密に保持し、事前に相手方の書面による承諾を得ない限り、第三者に開示、漏洩等しないものとし、本契約終了後も同様とする。

【第15条】 損害賠償

1. 甲又は乙は、本契約に関し、故意、過失により相手方又は第三者に損害を与えたときは、相手方に対して、直ちにその旨を連絡し当該損害を賠償しなければならない。
2. 前項にかかわらず、甲が本設備の故障、毀損又は紛失等により乙に損害を与えたとき又は甲が第

22条の定めに対し、本設備を返却しないときは、甲は乙に損害賠償金として本設備1台につき40,000円を支払うものとする。但し、本設備の毀損に起因する損害について、当該毀損が軽微な場合は、本設備の修理費用相当額を損害賠償金とする。

【第16条】 不可抗力

1. 乙は、天災地変その他不可抗力（法令等の変更、本設備の設置環境の変化等を含む。以下同じ。）により本契約又は本設備に関連して甲に損害が生じたとしても、一切その責任を負わないものとする。
2. 天災地変その他不可抗力により本設備が使用不能となり又は本契約の履行が困難となったときは、本契約は当然に終了するものとする。

【第17条】 電波発射の停止

1. 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲に対し事前に、または緊急を要する場合は、遅滞なく事後に通知することにより、本設備からの電波発射を停止することができる。
 - ① 乙が本設備の維持等、又は本設備に関連する乙の他の通信設備にかかる工事を行うとき。
 - ② 乙の通信サービスの品質保持のため、乙が必要と認めるとき。
2. 甲は、前項に基づく電波発射の停止に関し、予め承諾するものとし、補償等の名目のいかなる問わず、乙に対して、一切の請求を行わないものとする。なお、本設備その他乙の通信設備の故障等により電波発射が停止した場合も同様とする。

【第18条】 反社会的勢力の排除

1. お客様及びKDDIは、相手方に対し、本契約の締結等において自己（法人の場合は、その代表者、役員若しくは実質的に経営を支配する者又は従業員。）又は代理若しくは媒介をする者その他の関係者が、暴力団（暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動票ぼうゴロ、政治活動票ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者及びこれらの者と密接な関わりを有する者（以下、併せて「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確認する。
2. お客様及びKDDIは、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを表明し保証する。

【第19条】 期間内解約

甲又は乙は、正当かつやむをえざる事由により、設置期間満了前に本契約を解約しようとするときは、解約の1カ月前までに相手方に対し書面をもって通知することにより、本契約を中途解約することができる。

【第20条】 本契約の解除

乙は、甲が次の各号の一に該当するときは、通知催告等何らの手続きを要することなく直ちに本契約を解除することができる。

- ① 第11条（禁止事項）第1項の規定に違反したとき。
- ② 前号のほか本契約に違反し、乙から相当の期間を定めて是正を催告されたにもかかわらず、当該違反が是正されなかったとき。
- ③ 支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立があったとき。
- ④ 差甲、仮若甲若しくは仮処分命令、通知が送達され、又は競売の申立を受けたとき。
- ⑤ 自己振出若しくは自己引受の手形、又は自己振出の小切手が不渡となったとき。
- ⑥ 合併によらず解散したとき、又は営業を廃止したとき。
- ⑦ 本契約の履行にあたり不正な行為があったとき。
- ⑧ 乙の名誉、信用を失墜させ、若しくは乙に重大な損害を与えたとき、又はそのおそれがあるとき。
- ⑨ 甲の資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたとき。
- ⑩ 甲又はその代理若しくは媒介をする者が反社会的勢力であることが半明したとき。
- ⑪ 第18条第2項に規定する行為を行ったとき。

【第21条】 原状回復

乙は、本契約終了後に、甲から依頼があった場合、乙が指定する期日において本設備を乙の負担により撤去及び回収し、本物件を本来的使用に支障ない状態に回復する。但し、乙は、前条に基づき本契約を解除した場合には、当該義務を負わない。

【第22条】 本設備の利用停止及び返却

1. 甲は、本契約が事由の如何を問わず終了した場合、直ちに本設備の利用を停止し、速やかに前条に基づく本設備の撤去及び回収を乙に依頼しなければならない。
2. 甲は、乙から正当な理由に基づき本設備の返却若しくは交換等を求められた場合、直ちに本設備の利用を停止し、本設備の返却若しくは交換等を求められた日から60日以内に乙に対して本設備を返却しなければならない。

【第23条】 管轄裁判所

甲及び乙は、本契約から生じる紛争につき訴訟を提起するときは、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

【第24条】 規定外事項

甲及び乙は、本契約の規約について疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項が生じたときは、本契約締結の趣旨に基づき、甲乙誠意をもって協議のうえこれを解決する。